　1002-02



一般社団法人日本原子力学会

核融合工学部会規約

平成28年5月24日　第8回理事会承認

（目的）

第１条　本規約は，組織規程（0103）第5条ならびに部会規程（1002）に基づき設置する核融合工学部会の組織・運営について定めることを目的とする。核融合工学部会（以下，「部会」という）は，核融合工学に関連する専門分野の研究活動を支援し，その発展に貢献することを目的とし，設置する。

（運営）

第２条　部会は，その運営および主要な事業について，部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

（事業）

第３条　部会は，その目的に基づき，以下の事業をおこなう。

（１）部会の活動や研究関連の情報を提供するため，ホームページを運営すると供に，部会報やニュースレターを随時発行する。

（２）研究会，セミナー，講演会，講習会，見学会等を適宜開催する。

（３）核融合工学に関する理解の促進のため，必要に応じて，研究，調査および評価等のためのワーキンググループ等を組織し，研究者間の交流と関連分野の研究活動を活性化する。

（４）部会の活動に関連する他部会，研究専門委員会，特別専門委員会等と積極的に交流する。

（５）部会に関わる国内外の関連学協会，諸機関との交流を推進し，必要に応じて国際シンポジウム，ワークショップ，研究会等を共催する。優秀な発表・報告については学会誌への投稿を積極的に奨励する。

（６）必要に応じて，核融合工学に関する事項について社会に対して情報を発信する。

（７）その他，適切な事業を随時，実施する。

（会員資格）

第４条　正会員および学生会員は部会員となる資格を有する。

２　本部会の目的に賛同し，その事業を援助する企業または団体は，賛助会員となることができる。

（部会費）

第５条　部会に参加を希望する会員は，学会事務局に所定の手続きをおこなうとともに，会員管理規約（0000-06）にしたがって部会費を納入する。なお，退会の際はその旨を学会事務局に申し出る。

（運営組織）

第６条　部会の運営は，部会員の互選によって選出された部会長１名，副部会長１名，および幹事若干名からなる運営小委員会がおこなう。

２　部会長，副部会長および幹事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第７条　組織運営のため，運営小委員会の他に，小委員会を設けることができる。

２　各委員は，部会長が委嘱し，その状況を必要に応じて部会等運営委員会へ報告する。

（部会全体会議）

第８条　部会全体会議を年1回以上開催し，次の事項を審議する。

（１）活動計画および予算

（２）活動報告および決算

（３）運営体制

（４）その他，重要な事項

（運営費）

第９条　部会は，部会配布金，事業収入，賛助金をもって運営することを基本とする。

２　賛助金等小額の外部入金で実施する活動の開始にあたっては，企画委員会での審議を必要とする。また，外部入金の定率を本部管理費として日本原子力学会に収める。

第10条　運営費の予算，決算については，部会全体会議で審議し，部会等運営委員会および理事会の承認を得る。

（改定）

第11条　本規約の改定は，核融合工学運営小委員会が起案し，核融合工学部会全体会議の承認を得たのち，部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

（下部規則）

第12条　本規約に定めるもののほか，部会の運営に関し必要な事項は，部会が別に定める。

附則

１　平成22年10月1日　第512回理事会制定，同日施行

２　改定履歴

　　①　昭和48年9月21日　第155回理事会，研究連絡会決定

　②　昭和58年7月26日　改定

　③　平成5年4月　研究部会移行

　④　平成18年3月　改定

　⑤　平成22年10月1日　第512回理事会改定

　⑥　平成28年3月26日　第46回核融合工学部会全体会議承認，平成28年4月15日　部会等運営委員会メール報告，平成28年5月24日　第8回理事会承認

附則

１　平成28年5月24日承認の規約は，理事会承認の日から施行する。